

○青山剛昌ふるさと館再整備基本構想検討会設置要綱

令和3年6月17日

告示第76号

(設置)

第1条 青山剛昌ふるさと館(以下「ふるさと館」という。)の再整備について基本構想の内容を検討し策定するため、青山剛昌ふるさと館基本構想検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は次に掲げる事項を検討し、基本構想を策定する。

(1) ふるさと館の再整備に関し、「青山剛昌ふるさと館あり方検討委員会」の協議結果等を踏まえた施設設備や規模、立地場所及び運営体制等に関する方向性

(2) その他ふるさと館の再整備基本構想に必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 検討会は、会長1名、副会長1名及び委員12名以内で構成する。

2 委員は、別表に掲げる関係機関等から選任された者とする。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、役職の変更に伴う後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 検討会に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、必要に応じて追加等の変更を行うことができるものとし、会長が選任する。

3 会長は、ふるさと館の再整備基本構想の検討の円滑な遂行を図るため、アドバイザーに意見を求めることができる。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、北栄町観光交流課内に置く。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、検討会が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

別表(第3条関係)

関係機関等
自治会
観光協会
商工団体
学識経験者
展示施設
公募委員
その他町長が必要と認める者